旧公立藤岡総合病院の利活用に関する 提言書

令和元年 12 月 旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会

目 次

はじぬ	かに	•	•	•	•	• •	1	
旧公立	と藤岡総合病院の利活用に向けた提言 1	•	•	•	•		2	
1	目指すべきまちづくりの方向性	•	•	•	•		3	
2	旧公立藤岡総合病院の利活用に係る基本方針	•	•	•	•		4	
3	付帯意見	•	•	•	•		5	
4	基本方針から想定する機能と具体的な施設等の例	•	•	•	•		6	
5	旧公立藤岡総合病院の建物及び土地について	•	•	•	•		7	
参考資	資料	•	•	•	•		8	
I	位置図	•	•	•	•		9	
П	旧公立藤岡総合病院の土地の状況	•	•	•	•		1	0
Ш	旧公立藤岡総合病院の建物の状況	•	•	•	•		1	1
IV	グラフ集	•	•	•	•		1	2
V	旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会設置要綱	•	•	•	•		1 -	4
VI	旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会名簿	•	•	•	•		1	6
VII	旧公立藤岡総合病院の利活用に関する提言書の策定経過	•	•	•			1	7

はじめに

公立藤岡総合病院は、昭和 26 年に多野病院として開院して以来、藤岡多野医療圏をはじめ、高崎市や埼玉県北部を含めた生活圏の基幹病院として地域医療に貢献してきた。平成14年には外来部門を附属外来センターとして分離し、病棟は救急と入院診療に特化した体制となったが、様々な課題が明らかとなり、平成29年に附属外来センターと病棟が再統合した。公立藤岡総合病院には、新しい環境と設備のもとで、これまで以上に地域の基幹病院として住民の生命と健康を守る役割を期待するところである。

一方、病棟の移転・再統合により用途廃止となった旧公立藤岡総合病院について、その敷地は周辺の駐車場等の用地も含めると 25,496 ㎡という広大な土地であり、建物も西病棟は昭和 46 年に建築されたものであるため老朽化が進行しているものの、建物全体の延べ床面積が 22,156 ㎡もある大規模な施設となっている。また、市内の幹線道路である主要地方道藤岡本庄線沿いに位置し、JR 群馬藤岡駅や藤岡市役所、大学キャンパスなどに近傍する市の中心市街地に立地している。旧公立藤岡総合病院は、このような好立地に位置している公有財産であり、その将来的な利活用方針については多くの市民が関心を寄せている。

本委員会は、市長の委嘱・任命により、市民団体や地元団体、経済団体、外部有識者、行政等からなる全 18 名の委員とオブザーバーで構成され、令和元年 5 月から計 5 回の会議を開催して議論を重ねてきた。その過程においては、各委員及びオブザーバーが所属する団体内でのヒアリングや市民の意見聴取会を実施するなど、幅広い意見を取り入れることにも配慮した。会議では、市民の意見や旧公立藤岡総合病院を現地視察した状況も踏まえて、藤岡市の現状と課題や、望ましい中心市街地の姿、旧公立藤岡総合病院の建物の活用可能性などについて協議を行った。その結果として、当該地は市の活性化や発展のために効果的に利用されるべきであるとともに、これまで地域住民の身体と心を支えてきた場所であることから、今後も住民の安定・安心した生活に貢献する活用を図っていくことが求められる、との結論に至った。

本提言書は、目指すべきまちづくりの方向性にも触れながら、旧公立藤岡総合病院の利活用に関する方針を委員及びオブザーバー相互の議論のもとに取りまとめたものであり、委員会の総意として市長に提言する。この提言を基礎として、市の魅力向上や経済の活性化、市民が安心して生活できる環境づくりなどに貢献する利活用案へと展開され、藤岡市の更なる発展と市民福祉の向上に繋がっていくことを念願する。

旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会 委員長 秋 葉 正 道

旧公立藤岡総合病院の利活用に向けた提言

1 目指すべきまちづくりの方向性

藤岡市の現状は、全国の多くの都市と同様に少子化や人口減少が進行しており、それらの影響もあると思われるが、市街地の空洞化や中心市街地の賑わいの減退、市内経済力の低下、市の財政や今後の公共施設管理等といった課題が顕在化してきている。また、地域コミュニティの繋がりの希薄化や地元への愛着心の低下などといった課題も感じられるようになってきている。

藤岡市の人口は1995年頃をピークにして減少し続けており、このままでは将来にわたって人口減少に歯止めがかからない状況となるおそれがある。その主な要因は、出生率の低下による少子化と、大学等への進学を機に市外へ転出した若者が、その後に市内へ戻ってこないことにあると考察する。特に、若者世代の定住人口が少ないということは、将来に子供を産み育てていく親の世代になっていく人口が少ないということであり、より一層の少子化に繋がることが懸念される。

また、現在の中心市街地は人通りが少なく、残念ながら賑わいのある地域とは言い難い状況である。そのため、この地域の経済・市場の動向として、店舗等の新規事業の参入が少なく、また、新規開業しても安定した経営が難しいなど、経済が活性化しにくい状況に陥っていると考えられる。土地や建物といった地域資源の新陳代謝が促進されない状態では、新しい魅力が生まれにくく、地価の低下や中心市街地に人が集まりづらい状況に拍車がかかるという悪循環になっていくおそれがある。そのような経済や市場環境の影響もあってか、市民は日常的に市内ではなく市外で買い物などをする傾向があると感じている。

これらの課題に対して、中心市街地の魅力や暮らしやすさなどを向上させることで、「住みたい・行きたい」と思われるまちを目指していく必要があると考える。中心市街地とはその名のとおりまちの中核となる地域であり、この地域の魅力が低下することは、市全体の魅力低下にも繋がってしまうおそれがある。また、10年後、20年後の将来を見据えた際に、人口減少トレンドを増加に反転させることは現実的に困難であると思われるため、今後はまちのコンパクト化を進めることも重要であり、コンパクトシティにおける中心市街地の重要性は国の政策にも謳われているところである。

以上のことから、目指すべきまちづくりの方向性として、「暮らしやすさと地域への親しみを増進させて定住・転入の促進を図るとともに、地域の魅力と豊かさを向上させて中心市街地に新しい人の流れを生み出す」ことを提案する。

2 旧公立藤岡総合病院の利活用に係る基本方針

本委員会では、目指すべきまちづくりの方向性を踏まえて、旧公立藤岡総合病院の利活用 に係る基本方針を次の2点に整理した。

基本方針①『市民の安定した生活と福祉を推進するため、暮らしやすさの向上と市民に親しまれる空間を目指した活用を図る』

旧公立藤岡総合病院は長年にわたって住民の生命と健康を守り、安定した生活を支えてきた施設である。また、中心市街地という立地性から多くの市民が集まりやすく、今後の藤岡市のまちづくりにおける中核的な拠点となり得る条件を備えている。その歴史と功績や、立地条件を鑑みて、市民が安心して生活できる環境づくりに寄与するような活用方法、また、全ての市民の福祉向上に繋がる活用方法を提言するものであり、多くの市民に親しまれ、様々な人にとって魅力あふれる空間が創出されることを期待する。

そのためには、特定の人の利用に留まることなく、子どもや若者、子育て層、高齢者などの世代や、性別や障害の有無などといった区分を問わずに、市民が自然と集まりたくなるような魅力を有する場であることや、それぞれが希望するもの、例えば教養や知識、娯楽、経験、交流、健康、生きがいなどを自由な活動のもとに得ることができる場であることが重要である。また、近年では社会情勢の急激な変化に伴い、人々の生活スタイルや嗜好などが多様化しているため、特定の機能だけではなく、様々な機能を併せ持った複合的・多機能的な空間を整備する必要があると考える。それら複数の機能についても、単純に個々の性能を発揮することに留まらず、それぞれに繋がりや連携を持たせることで相乗効果を創出させることが望ましい。

人口減少対策という観点から言えば、特に子育て支援機能や若者の学習支援など青少年の 健全育成機能を充実させることが効果的と考える。しかし、子育て世代や若者に対する暮ら しやすさだけを向上させてもその効果は限定的であるため、子どもや高齢者などにとっても 住みやすい街であることを実感でき、多様な世代が一様に魅力を感じられるような施設や空 間が実現されることを望む。その結果として、幅広い世代が暮らしやすさを共有できるまち となれば、おのずと人は集まってくるものと考察する。

また、市民の安心・安全という観点から、自然災害などの非常時への備えとして避難場所等として活用することも想定して、機能等を検討すべきであることを併せて提案する。

基本方針②『地域の豊かさと魅力を増進させるために、地域の経済力の振興を目指して中心 市街地の集客力向上に繋がる活用を図る』

地域経済や市場環境の状況を改善するためには、中心市街地に人を呼び込むための施策が必要と考える。そのため、多くの人が集まることで交流や賑わいの創出が見込めるとともに、滞在時間の延伸や回遊性の向上に繋がることが見込める機能や施設を整備することを提言し、地域全体の稼ぐ力を誘導する拠点としての役割を期待するものである。

中心市街地への新しい人の流れが生まれれば、それだけでも賑わい創出に繋がるものではあるが、周辺の店舗や施設等との連携やネットワーク化を図ることで、地域でその賑わいを共有することができるようになり、地域全体の活性化へと繋がる波及効果が期待できる。その結果として、市外へ流出してしまっている購買力を市内に引き戻すことができれば、地域経済の振興に繋がる。また、地域内の経済活動が活発になれば雇用環境が醸成されることとなり、定住・転入の促進を図るために必要な要素である仕事や就職を生み出すことにも繋がる。更に、多くの市民が集い、あらゆる世代の活動と交流の場とすることで、地域活力を向上させるとともに地元愛着心の醸成に繋がる効果も期待できる。

集客性と経済性という観点から言えば、主に市民のみが利用する施設に留まらず、市外からの集客も見込めるような活用方法とし、その訪問者が市内の各地域にも移動していくような仕組みを備えて、市内全体の回遊性を向上させることできれば、広い範囲に効果を波及させることとなるため、より望ましいものである。加えて、稼ぐという観点から言えば、整備する施設や空間においても収益性を持たせることができれば更に望ましい。

3 付帯意見

- ◆ 市の上位計画との整合を図り、本提言の実現性を高めること。
- ◆ 旧公立藤岡総合病院の周辺は、既に住宅街としての市街地が形成されているため、利活 用にあたっては近隣住民の生活環境への影響に配慮すること。
- ◆ 高山社跡に代表される市の歴史に根付く地域文化や、多様な人材や地場産品等の地域資源などといった藤岡市固有の特性を生かした活用や仕組みについて検討すること。
- ◆ 国や県の補助金制度などと合致させて財政負担の軽減を図りつつ、基本方針に即した地域に役立つ仕組みを構築すること。
- ◆ 将来世代に過度な負担を求めることが無いよう、市の財政状況や整備する施設の管理運営手法等について検討すること。
- ◆ 施設の整備にあたっては、近隣市町村との連携や機能補完を検討すること。
- ◆ 将来的には市民のニーズ等が変化していくことも考えられるため、施設整備を行う際には、レイアウトの自由度などといった概念を反映させた構造を検討すること。
- ◆ 今後の具体的な検討にあたっては、専門家の意見を取り入れることも検討すること。

4 基本方針から想定する機能と具体的な施設等の例

「旧公立藤岡総合病院の利活用に係る基本方針」に即した機能や具体的な施設等について、 本委員会の協議の過程で得られたアイデアを以下に記す。

なお、これらの機能や施設は、今後に市が旧公立藤岡総合病院の利活用について検討する ための参考として提案するものであり、記載した個々の機能や施設又はその全てを旧公立藤 岡総合病院に整備することを求める趣旨のものではない。

今後の具体化に向けた検討にあたっては、本提言の他に、市民の意見や市のまちづくりの 方針、将来の社会情勢の展望、関係法令などによる土地利用規制、利活用に係る費用やその ための財源などの諸条件を十分に考慮したうえで、将来世代の人たちに「有って良かった」 と実感されるものが整備されることを望む。

【目指すべきまちづくりの方向性】

暮らしやすさと地域への親しみを増進させて定住・転入の促進を図るとともに、 地域の魅力と豊かさを向上させて中心市街地に新しい人の流れを生み出す



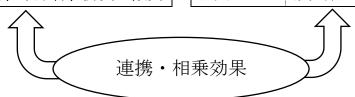
基本方針①『市民の安定した生活と福祉を 推進するため、暮らしやすさの向上と市民 に親しまれる空間を目指した活用を図る』

《機能》	《具体的施設等》
子育て支援	子育て相談センター、
	屋内遊技場
若年層向け	音楽・ダンス等スタジオ、
	学習室
高齢者向け	シルバー人材センター、
	活動センター、交流サロン
生涯学習	図書館、ギャラリー
健康増進	運動施設、介護予防施設
生活関連	住居、市庁舎、防災・減災



基本方針②『地域の豊かさと魅力を増進させるために、地域の経済力の振興を目指して中心市街地の集客力向上に繋がる活用を図る』

《機能》	《具体的施設等》		
集客・娯楽	公園、遊園地、イベント広場、		
	コンベンション施設、ホール		
収益性	飲食店・書店・宿泊施設などの		
	民間施設		
事業・就労	シェアオフィス、起業支援施		
支援	設、商工会議所、ハローワー		
	ク、市商工部門		
観光・経済	周辺店舗・施設等との連携、		
振興	観光案内所		



5 旧公立藤岡総合病院の建物及び土地について

旧公立藤岡総合病院に関係する建物と土地について、旧病棟の建物と敷地、及びその周辺に点在する来院者用の旧駐車場用地といった主な不動産は、多野藤岡医療事務市町村組合が所有している。その他に、カルテの倉庫等として使用していた旧北ノ原幼稚園と病院職員用の旧駐車場用地があるが、それは市の所有物件であり、病院が賃借していた。

建物に関する評価として、旧病棟は、西病棟が建築から 48 年が経過しており、現地視察したところ躯体や設備の老朽化が著しいと感じた。また、耐震性や床面の耐荷重性能といった構造上の課題も抱えている。旧北ノ原幼稚園園舎についても、建築から 45 年が経過しているため、老朽化や耐震性に課題がある状況となっている。いずれの建物も、改修して活用する方針も考えられたが、既に建築から長期間が経過しているため、今後も継続して活用していくことには懸念がある。また、建物の規模が非常に大きく、改修には多額の費用を要することが想定されるため、本委員会では、既存の建物を利活用することは現実的かつ効率的ではない、との見解で一致した。

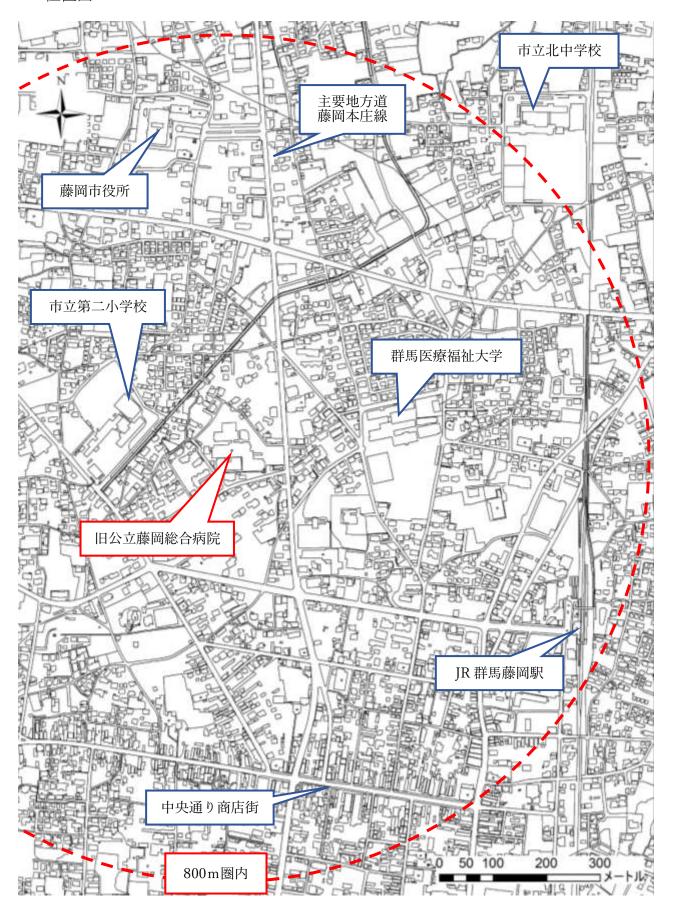
そのため、旧病棟及び旧北ノ原幼稚園の建物は解体・除却して、その跡地を市民のために有効活用する方針を提言する。

土地に関する評価としては、旧病棟の敷地は 14,628 ㎡もの広さがあり、今後のまちづくりを進めるうえで重要な場所であることから、市が取得して土地利用を誘導していくべきであると考える。

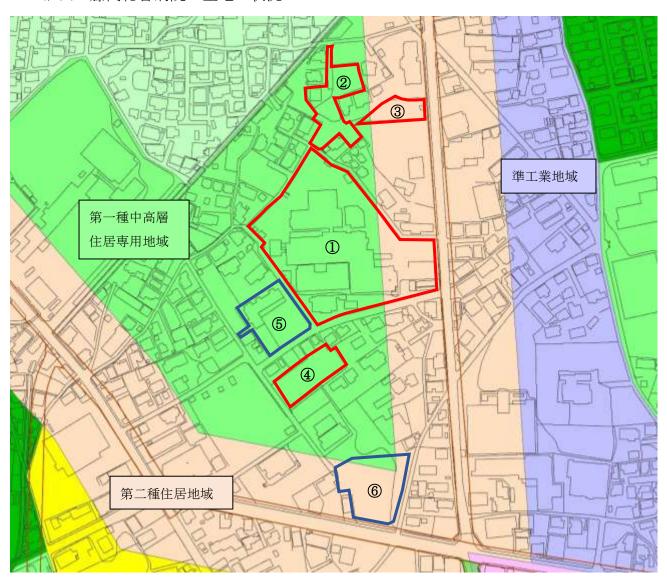
一方、旧病棟敷地の周辺にある旧北ノ原幼稚園の敷地や旧駐車場用地については、旧病棟敷地と一体で利用することができない形態であり、また、その面積は1,000 ㎡~3,000 ㎡程度となっている。仮に、旧病棟の跡地に何かの施設を整備した場合には、それらの土地を駐車場等として活用することも考えられるが、現時点では具体的な利活用方針が定まっていない。そのため、本委員会の意見としては、「旧病棟敷地の周辺の土地については、今後の市の事業計画に沿って、必要な範囲を取得して活用する」と述べるに留める。なお、財政負担を軽減する視点から、土地の取得は必要最小限に留めるべきであることを申し添える。

参考資料

I 位置図



Ⅱ 旧公立藤岡総合病院の土地の状況



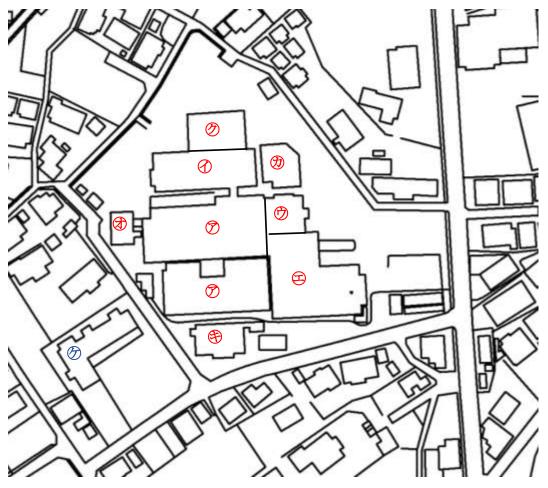
番号	登記簿面積	合計面積	筆数	地目	所有者
1	14, 628. 29 m ²	19, 585. 78 m ²	1	宅地	多野藤岡医療事務
2	2, 364. 49 m ²		6	宅地、雑種地	市町村組合
3	941 m²		1	雑種地	
4	1, 652 m²		1	雑種地	
5	2, 436. 46 m ²	5, 911. 08 m ²	1	宅地	藤岡市
6	3, 474. 62 m ²		2	宅地	
合計	25, 496	5. 86 m²	12		

[※]⑤はカルテの倉庫等用地、⑥は病院職員の駐車場用地として市が組合に賃貸していた土地。

【法令に基づく制限等】

都市計画区域区分	市街化区域	
用途地域	第一種中高層住居専用地域	第二種住居地域
建ペい率/容積率	60%/200%	

Ⅲ 旧公立藤岡総合病院の建物の状況



【多野藤岡医療事務市町村組合が所有する建物】

番号	建物名	構造	階建	延床面積	建築年 (経過年)
\bigcirc	西病棟	RC 造	地上5階・地下1階建	7, 581. 12 m ²	1971年 (48年)
(1)	中央診療棟	RC 造	地上4階建	2, 995. 76 m ²	1986年 (33年)
0	管理棟	RC 造	地上3階建	906. 26 m²	1986年 (33年)
田	東病棟	RC 造	地上6階・地下1階建	7, 906. 30 m ²	1986年(33年)
A	放射線棟	RC 造	地上2階・地下1階建	462. 92 m²	1992年(27年)
\mathfrak{D}	MRI棟	RC 造	地上4階建	1, 228. 08 m ²	1996年 (23年)
(4)	事務棟	S造	平屋建	336. 73 m²	1998年(21年)
9	手術棟	RC 造	地上3階建	739. 38 m²	2005年(14年)
			合計	22, 156. 55 m ²	

[※]上記の他に「受水槽ポンプ小屋」や「小規模な倉庫」等の付属建物がある。

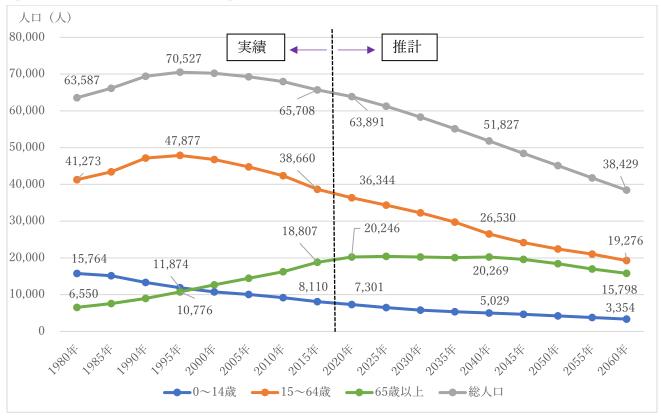
【藤岡市が所有する建物】

番号	建物名	構造	階建	延床面積	建築年 (経過年)
(旧北ノ原幼稚園	RC 造	地上2階建	785. 50 m ²	1974年 (45年)

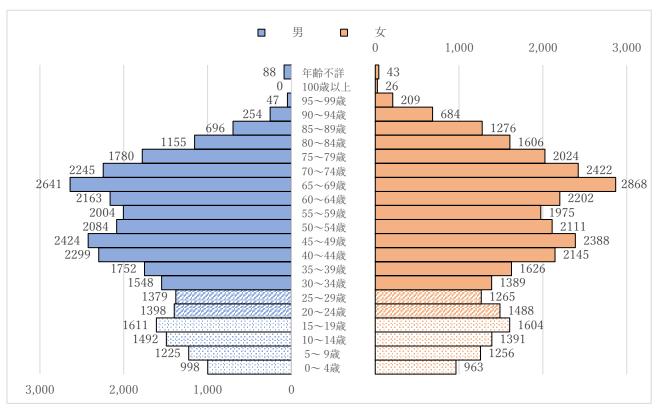
[※]組合が賃借し、カルテの倉庫等として使用していた。

IV グラフ集

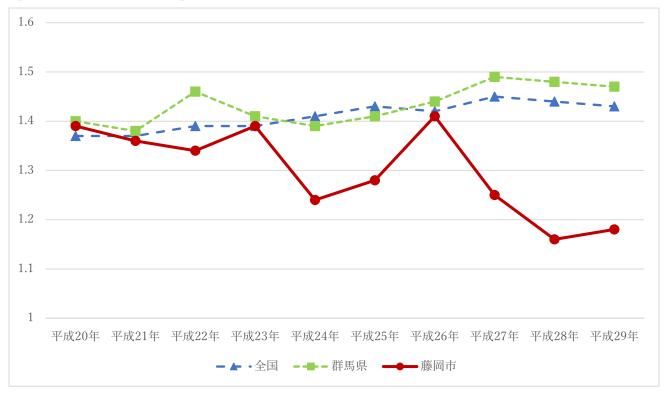
【藤岡市の人口の推移と将来推計】



【藤岡市の年齢別人口ピラミッド(2018年10月1日時点)】



【合計特殊出生率*の推移】



※合計特殊出生率:15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮に その年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数

【旧公立藤岡総合病院近傍(藤岡字北ノ原の住宅地)の地価公示価格の推移(5年毎に抜粋)】

■ · · · ← · — /3/3/ /							
基準日	昭和 64 年	平成6年	平成 11 年	平成 16 年	平成 21 年	平成 26 年	平成 31 年
本 年 日	1月1日						
価格 (円/m²)	55, 100	85, 000	82,000	49, 000	45, 200	40, 200	38, 800

【県内12市の人口1人当たり小売業年間販売額(2015年時点)】

藤岡市	92.0 万円	伊勢崎市	113.4 万円	渋川市	103.7万円
前橋市	114.6 万円	太田市	109.1 万円	富岡市	106.0 万円
高崎市	129.9 万円	沼田市	115.0 万円	安中市	76.8万円
桐生市	83.7 万円	館林市	117.4万円	みどり市	113.9 万円

V 旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 旧公立藤岡総合病院(関連する建物及び土地を含む。以下同じ。)の利活用又は処分(市による公用・公共用利用に限らず民間事業者等による利用も含む。以下同じ。)の方針等について検討するため、旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に提言する。
 - (1) 旧公立藤岡総合病院の利活用又は処分の方針に関すること。
 - (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 地域住民の代表的な立場にある者
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体から推薦された者
- (4) その他市長が必要と認める者
- 3 第1項に規定するほか、市長は、関係行政機関の職員をオブザーバーとして委嘱し、又は任命 することができる。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバー(以下「委員等」という。)の任期は、委員会の結果を市長へ提言したときに終了する。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職を 代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員等以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴くこと又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、藤岡市役所企画部企画課及び多野藤岡医療事務市町村組合公立藤岡総合 病院経営管理部企画財政課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮

って定める。

附則

この要綱は、平成31年 4月24日から施行する。

VI 旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会名簿

【委員】 (順不同・敬称略)

所属団体・職名等	氏 名	備考
藤岡市区長会 会長	秋 葉 正 道	委員長
藤岡地区区長会 副会長	田畑俊彦	
藤岡商工会議所 会頭	小 坂 裕一郎	副委員長
藤岡商工会議所女性会 会長	富岡智子	
藤岡青年会議所 理事長	阿 野 剛 士	
藤岡市男女共同参画推進協議会 会長	斉 藤 千枝子	
藤岡市連合婦人会 会長	染 谷 さかえ	
藤岡市心身障害児者団体等連絡協議会 会長	笠 原 榮	
藤岡青年経営者協議会 理事長	浦部雅仁	
藤岡市小中学校PTA連合会 市立藤岡第二小学校PTA会長	小 峯 実和子	
藤岡市老人クラブ連合会 会長	千木良 高 雄	
㈱群馬銀行 藤岡支店・藤岡北支店支店長	本 島 勝 則	
群馬医療福祉大学 教授	新 木 惠 一	
群馬医療福祉大学 看護学部学生	堀越蓮	
前橋工科大学 名誉教授	湯沢昭	副委員長

【オブザーバー】 (順不同・敬称略)

所属団体・職名等	氏 名	備考
群馬県多野藤岡振興局 局長	布 施 正 明	
多野藤岡医療事務市町村組合公立藤岡総合病院 経営管理部長	新井滋	
藤岡市 企画部長	高 柳 和 浩	

VII 旧公立藤岡総合病院の利活用に関する提言書の策定経過

日付	内 容
令和元年5月28日	第1回旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会
	▶ 委員会の進め方・今後の予定について
	▶ 旧公立藤岡総合病院の概要・現状等について
	▶ 旧公立藤岡総合病院の現地視察
	▶ 現地視察の感想、意見交換
令和元年7月5日	第2回旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会
	▶ 委員からの提案を受けて「旧公立藤岡総合病院に関する意見聴取
	会」を開催することを決定。
	▶ 旧公立藤岡総合病院に関する市民からの提案や意見について
	▶ 藤岡市の現状及び課題等について
	▶ 望ましい藤岡市の将来像や中心市街地の姿、あり方等について
令和元年8月7日	旧公立藤岡総合病院に関する意見聴取会
	《会場》藤岡公民館 3階 大会議室
	《出席者》市民5名
	《意見の概要》
	◆ 現状の建物を活用して、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設と
	児童館のような子どもが雨の日でも遊べる児童用施設とし、高齢者と
	子どもの交流の場となる複合施設として活用してもらいたい。
	◆ 既存建物内部の写真を見ると活用は難しいとも感じるが、西病棟は鉄
	筋コンクリート造であり、平成 14 年には補強工事を実施している。
	主要構造部はしっかりしていると思うので、改修すれば他の用途に活
	用できると思う。
	◆ 平成 28 年 10 月 15 日 (土) に旧病院周辺で独自に住民アンケートを
	実施した。回答者数は88件。結果として「旧病院跡地をどのように利
	用すべきか(複数回答可)」との問いに対し、①高齢者の福祉施設(56
	名)、②児童・青少年施設(10名)、③民間に売却(7名)であったこ
	とを説明。
	◆ 新聞報道で藤岡の地価公示価格が下落していた記事を見たが、藤岡市
	の魅力が低下しているからと考えてしまう。旧病院の跡地には、藤岡
	市を PR できる施設、または高齢者対策の施設を整備してもらいたい。
	◆ 大型スーパーが撤退したことにより、買物難民になったとの声を聞い
	ている。特に衣料品の購入ができなくなったとのこと。
	◆ 市役所庁舎が老朽化していると聞いているので、庁舎を移転すること
	がよいと思っている。群馬藤岡駅と市役所を中心に、藤岡市を活性化
	するまちづくりをしてもらいたい。

	-
	◆ 他市では、大規模施設の跡地にイベント広場を整備した例があり、
	様々なイベントが実施されて人で賑わっている。旧病院跡地も同じよ
	うに整備されるとよい。
	◆ 既存建物内部の写真を見ると、老朽化により活用は難しいと感じた。
	建物の再利用は費用が掛かると思うので、解体して新たな建物を建設
	する方法もある。
	◆ 集客力のある施設を建てて、街の中心がシャッター街にならないよう
	に再編をしてもらいたい。
	◆ 市役所庁舎の移転も考えたが、駐車場の確保が難しいと思う。
	《まとめ》
	「地域を豊かにする」方向性で、まちづくりのために旧公立藤岡総合病
	院を活用する。
令和元年8月29日	第3回旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会
	▶ 旧公立藤岡総合病院に関する意見聴取会について
	▶ 望ましい藤岡市の将来像や中心市街地の姿・あり方等について
	▶ 旧公立藤岡総合病院や中心市街地に求める方向性について
令和元年10月16日	第4回旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会
	▶ 旧公立藤岡総合病院の利活用に係る基本方針について
	▶ 旧公立藤岡総合病院の利活用に係る具体的な機能・施設の案につい
	て
	▶ 旧公立藤岡総合病院の資産(既存建物・土地)の活用可能性・活用
	範囲等について
	▶ 付帯意見について
	▶ 提言書(案)の作成に向けた協議
令和元年12月19日	第5回旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会
	▶ 旧公立藤岡総合病院の利活用に関する提言書(案)の審議